

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 25 年 11 月 22 日

議席番号 12 番

東村山市議会議長 様

質問者 福田 かづこ

記

番号	質問の項目と要旨
1	東村山市において自殺予防対策の本格実施を
	<p>昨年は、3万人を下回ったとはいえ、当市で42人の自殺者がいた。自殺予防対策は、絶対に先送りしてはならない重要な課題である。</p> <p>国は、06(H18)年に自殺対策基本法を制定。法の目的を「自殺の防止を図り、自殺者の親族に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する」と定めた。4条では、自治体の責務として、当該地域の状況に応じた施策を策定し実施すべきことを明記している。</p> <p>全国的には、“自殺のない社会づくり市区町村会”が設立され、多摩では、日野、多摩、稲城の3市が参加している。私は、当市においての自殺予防対策の本格実施を求めてきたが、改めて早急な実施を求め、以下訊ねる。</p> <p>(1) 基本データについて</p> <p>①ハイリスクグループ、ハイリスク要因として考えられることについて聞きたい。</p> <p>－1 自殺のハイリスクの要因と考えられるものにどんなものがあるか</p> <p>－2 自立支援医療の対象人数を H21～24年度までそれぞれ</p> <p>－3 精神保健福祉手帳の保持者を 同上</p> <p>－4 警察官通報(24条)の件数を 同上</p> <p>－5 市長同意の入院の件数を 同上</p> <p>－6 未遂者の数を 同上</p> <p>－7 自殺者遺族は、どれくらいいると推測するか</p> <p>②当市の自殺者について、20代の若者が全国に見ても高い比率であること認識しているか</p> <p>③自殺者(市民)の救急搬送先について</p> <p>－1 市内自殺者及び未遂の場合の救急搬送先について分かる限り明らかに。</p> <p>－2 救急搬送後の入院、治療期間はどれくらいか</p> <p>－3 入院中の及び退院後のフォローの実態はどうなっているか。</p> <p>－4 未遂を繰り返す人はどれ位いるか。その人の救急搬送先は同じ医療機関か。</p>

番号	質問の項目と要旨
	(2) 自殺予防対策を実施するについての当市の課題は何か。
	①現状東村山市の自殺予防対策で予防できるか。
	ある市民が、生活苦で税金も払えない、食糧を買うお金さえない、自殺しかないと考えた時、東村山市役所のどこに相談にいけるかHPで検索してみた。
	A トップ頁→健康・福祉・医療→おとなの健康→地域保健→自殺対策月間です→心の健康と自殺予防→経済的問題・生活問題・家庭問題などの相談(東村山市)→各種相談→生活相談→税務相談→ <u>税理士への相談日程</u> に行き着いた。
	B 各種生活相談→福祉に関する相談→福祉サービス総合支援・成年後見推進、障害のあるかた、高齢のかた向け相談、民生・児童委員の項目に行き着いた。
	そこで聞きたい。こうした周知で自殺を予防できると考えるか。
	②なぜ上記のような事態にしかならないか、その原因を聞きたい。
	③全庁体制でとりくむと答弁したが、
	－1 それは具体的にどこの部署か。対策会議のメンバー部署は決まったか。
	－2 市役所内のゲートキーパー養成は、どこの職種が受講したか。役職名や人数も聞きたい。市民のゲートキーパー研修を受講した団体、人数も。
	－3 全庁体制への機運はあるか。
	④自殺予防対策は、来年に延ばしてはいけない問題であること認識しているか。
	⑤当市の課題は何か。
	(4)自殺予防対策のとりくみへの提案
	①医療機関、消防署、警察署など関係機関からの聞き取りから始めてもらいたい。
	－1 医療機関等から当市市民の自殺の実態を聞き取ること
	－2 未遂者の情報を医療機関から受け、支援をすることを直ちに始めるべき。制度を作らなくてもできることはある。
	②直ちに、文字通り庁内全ての部署の認識の一致と、実務者レベルの担当者会議を設置し、前に進めてもらいたい。
	③自殺予防での上記関係機関とのネットワークづくりに着手してもらいたい。
	(5)総括して

番号	質問の項目と要旨
2	<p>スクールソーシャルワーカーの配置を求める</p> <p>文部科学省は、H20年からスクールソーシャルワーカーの配置に力を入れている。不登校対策、虐待問題、いじめなど子どもの問題行動の裏には、その子を取巻く環境に問題があり、スクールカウンセラーだけでは解決に向かうことができないことがはっきりしてきたからである。</p> <p>これまでは、都道府県と政令指定都市などで主に導入されてきたが、市においても、導入が進んできた。当市においても、スクールソーシャルワーカーの導入に対し、早期に検討し、導入を進めることを求め、以下質問する。</p> <p>(1)当市の児童生徒の状況について</p> <p>①不登校について</p> <p>－1 小中学校でのそれぞれの人数 経年的に</p> <p>－2 不登校の理由別人数を経年的に</p> <p>－3 各学校でどのような解決に向けた支援体制を構築しているか</p> <p>②虐待が疑われる実態について</p>
	<p>－1 小中学校での人数 経年的に</p> <p>－2 家庭状況の把握の有無とその方法</p>
	<p>③スクールカウンセラーの利用状況について</p>
	<p>－1 小中学校の児童生徒、保護者、教職員の利用件数を経年的に、また動向も</p> <p>－2 相談内容の経年的な特徴(相談内容の増減など)</p> <p>－3 相談後のフォローは、どんな機関で、どのように行われているか。</p>
	<p>④上記実態は、教育支援課などの相談でつかめるようになってきていると思うが、</p> <p>－1 相談内容で、スクールソーシャルワーカーの配置が必要と考えられる事例はあるか。あるとすればどんな問題か。詳しく聞きたい。</p>
	<p>(2)スクールソーシャルワーカーへの認識を聞きたい</p>
	<p>①スクールソーシャルワーカーとは何か</p>
	<p>②文部科学省の問題提起をどのように受け止めているか。</p>
	<p>③教育部所管での議論の有無と経過</p>
	<p>④先進自治体の調査をしたことがあるか。</p>
	<p>⑤スクールソーシャルワーカー配置の効果をどのように捉えているか。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>(3) 配置へ早期検討を進めるべき</p> <p>①東京都における配置について。</p> <p>－ 1 東京都教育委員会のとりくみについて。</p> <p>－ 2 導入自治体はどことどこか。23区を含む全ての市区町村で。</p> <p>－ 3 財政的支援の有無について。</p> <p>②当市での配置を早急に進めるべき。教育委員会の見解を聞きたい。</p> <p>(4)質疑の上に立って総括して聞く</p>